

令和6年度実施の事業について

【①専門看護師等資格取得支援】

地域の病院における緩和ケア提供体制の強化に向け、緩和ケア関連の専門看護師等の人材育成に係る費用の補助を実施

- **対象資格** がん看護専門看護師、緩和ケア認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師
- **対象経費** 入学金、授業料、人件費、認定審査料・認定登録料
- **補助対象** 緩和ケア関連の専門資格を有する看護師が未配置で地域包括ケア病棟入院料及びがん性疼痛緩和指導管理料を算定する都内の病院（緩和ケア診療加算又は緩和ケア病棟入院料を届け出ている病院を除く）
- **基準額等** **基準額** 一人あたり総額12,300千円／**補助率** 2分の1
- **効果**
 - ・患者や家族に対し、全人的な緩和ケアを提供できる病院が増えることで、地域移行を担う受け皿が拡大
 - ・専門看護師等の配置により、がん患者指導管理料等の診療報酬の算定要件の充足につながる。

【②緩和ケア研修会（多職種）の実施】

がん患者が切れ目なく緩和ケアを受けられる体制の整備を目指し、緩和ケアや地域移行における職種別のアプローチや職種間の連携方法を学べる研修会を地域の薬剤師、リハビリ職、相談職、栄養士等を実施。1病院に委託し計3回開催予定

【③医療提供体制の見える化】

- **内容** 地域における緩和ケア提供体制を一元的に集約し、がんポータル上で一覧表として公開する。
- **効果** がんの特化した情報を一元的に発信することで、拠点病院等からの転院先や在宅がん患者の通院先の選択の幅を広げるとともに病病連携・病診連携の促進を図る。一覧で可視化し、比較可能な状態とすることで、病院間の競争意欲を喚起し相乗効果による機能向上を図る。

【④東京都がん診療連携協力病院緩和ケア研修会事業補助金】R6より新規実施

受講を希望する地域の医療従事者が確実に国指針に基づく緩和ケア研修会を受講できるよう、緩和ケア研修会を開催する東京都がん診療連携協力病院に対し、開催経費を補助する。

○ **基準額等** 1病院あたり2,434千円／**補助率** 10/10

○ **効果** ・修了により、各医師等の緩和ケアに関する知識の向上、緩和ケアの実践に関する積極性の向上、症状緩和・コミュニケーション・地域連携に関する困難感の改善がなされる。
・修了者の増加により質の高い緩和ケアを提供する医療機関が増えることで、患者支援の好事例の蓄積により信頼関係が構築され、地域連携に基づく切れ目のない緩和ケア提供体制が強化

【⑤緩和ケア地域移行に関する情報発信】

○ **内容** 緩和ケア地域移行に取り組む医療機関の取組状況・工夫やがん患者の緩和ケアのニーズ等についての記事をHPに掲載

○ **効果** がん患者の受入や地域移行への意欲向上により緩和ケア提供体制の底上げにつなげていく

【⑥緩和ケアワーキンググループ】

新規事業等の実施状況の検討及び「東京都がん対策推進計画」の実施に向けた検討を行う。

専門看護師等資格取得支援について

1 概要

東京都では、地域の病院におけるがん緩和ケア提供体制の充実に向け、令和5年度より緩和ケア関連の専門資格を有する人材（専門看護師等）の育成に係る費用の補助を行います。令和6年度入学分から補助の対象となります。

2 補助内容

○ 目的

病院が実施する看護師のがん緩和ケア関連の資格取得を支援する取組に対し、東京都が必要な経費を補助することで、都内におけるがん緩和ケア関連の資格を有する医療人材の育成を促し確保を図るとともに、病院におけるがん緩和ケアの質の向上及び地域移行を担う病院の受け皿の拡大を図ること

○ 対象資格

がん看護専門看護師、緩和ケア認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師

○ 対象経費

入学金、授業料、人件費（教育課程受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費）、認定審査料・認定登録料

○ 補助対象（56病院）

地域包括ケア病棟入院料及びがん性疼痛緩和指導管理料を届け出ている都内の病院

ただし、以下のいずれかに該当する病院を除く

- ・国又は独立行政法人が設置する病院
- ・緩和ケア病棟入院料を届け出ている病院
- ・緩和ケア診療加算を届け出ている病院
- ・既に緩和ケア関連の資格を有する看護師を雇用している病院

○ 基準額

- (1) 入学料 200千円
- (2) 受講料（年度内に受講修了した場合） 1, 100千円
- (3) 認定審査料（認定された場合） 50千円
- (4) 認定登録料 50千円
- (5) 人件費（教育課程受講期間中の受講者に係る給与費又は代替看護職員給与費） 4, 900千円

○ 補助率 2分の1

東京都緩和ケア研修会（多職種）事業について

1 これまでの経緯

- ◆東京都がん対策推進計画において、「多職種による緩和ケア研修会の開催を促進する」と明記
- ◆令和元年度に東京都がん診療連携協議会の緩和ケア部会にワーキンググループを設置し、本事業に取り組んできた。
- ◆令和元年度から医療従事者向けの共通研修、令和3年度から職種別研修を実施、緩和ケア部会で説明（H31.3.5）
- ◆平成31年度から令和4年度までは補助、令和5年度より委託で実施

2 概要及び目的

- ◆研修プログラムや研修の機会が確保されている医師・歯科医師以外の職種を対象とした、基本的緩和ケア研修のプログラムを開発し、研修を実施
- ◆医療従事者における基本的緩和ケアの知識や技術の充足を図ることで、がん患者が拠点病院等での治療後も、住み慣れた地域で切れ目なく緩和ケアを受けることができるようにすることを目的とする

3 研修内容

- ◆都が作成したプログラム・テキストを活用し実施
- ◆共通編と職種別編に分かれている。
 - 【共通編】
 - ・多職種が共通で知るべき事項についての講義
 - ・（下記①～④の）4職種の紹介
 - 【職種別編】
 - ・①薬剤師編、②リハビリ職編、③相談職編、④栄養士編に分かれている。
 - ・各職種ごとのメイン講義（受講対象職種及びその職種と深く関わる職種に関する講義）、他の職種に係る講義

4 取組及び実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度以降
共通編	共通プログラムの開発・研修実施	プログラムの普及研修の実施	プログラムの普及研修の実施
職種別編		職種別プログラムの開発	プログラムの普及研修の実施

<開催実績>

- ◆令和元年度 共通編 1回
- ◆令和2年度 共通編 1回
- ◆令和3年度 職種別編（相談職編） 1回
- ◆令和4年度 職種別編（薬剤師編） 1回
- ◆令和5年度 共通編 1回
職種別編（薬剤師編、リハビリ職編、相談職編、栄養士編）各 1回

お住まいの地域でがんの療養をサポートする病院の 医療提供体制一覧について

1 内容

「がん診療機能が整備された病院（拠点病院等）において初期治療（ここでは、積極的抗がん治療をさす）を終えたがん患者が、希望するケアを受けられる住み慣れた地域の病院」についての情報を集約し、東京都がんポータルサイト上で一覧表として公開する。

2 目的

がんに特化した情報を一元的に発信することで、拠点病院等からの転院先や在宅がん患者の通院先の選択の幅を広げるとともに、病病連携・病診連携の促進を図る。

3 調査実施

都内において、地域包括ケア病棟入院料及びがん性疼痛緩和指導管理料を届け出ており、かつ緩和ケア病棟入院料又は緩和ケア診療加算の届出をしていない病院（拠点病院等や緩和ケア病棟を有する病院は対象外）

配布数：66病院 ※関東信越厚生局HPの「施設基準の届出状況」を基に質問票を配布
（令和4年11月）

回答数：20病院 公開同意数：13病院

4 公開日

令和6年3月

5 今後の追加予定

都内の病院から掲載希望があった場合、個別対応する。（拠点病院等や緩和ケア病棟を有する病院は対象外）

東京都がん診療連携協力病院緩和ケア研修会事業について

1 概要

東京都では、令和6年度より東京都が指定した東京都がん診療連携協力病院（以下「協力病院」という。）が「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成29年12月1日付け健発1202第2号厚生労働省健康局長通知の別添）（以下「指針」という。）に準拠し地域のがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケア研修会を開催する費用の補助を行う。

2 補助内容

○目的

協力病院において、医療従事者を対象とした基本的緩和ケアに係る研修を実施し、地域の医療機関における基本的緩和ケアの普及を図り、自主的な研修を促すことで基本的緩和ケアの知識や技術の充足、地域における緩和ケアの円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的とする。

○補助対象者

協力病院 ただし、国及び独立行政法人病院の開設者を除く。

○補助対象経費

講師報酬（研修会、事前準備等）、講師旅費（研修会、事前準備等）、会場借上料、需用費（会議費）、役務費（郵送代）及び事務費（職員費）

○補助対象内容

協力病院が指針に準拠し、地域のがん診療に携わる医師を対象とした緩和研修会を開催する費用の補助を行う。

○基準額

2,434千円

○補助率

10/10